

農地を相続したときの手続等について

新城市農業委員会事務局

1. まず最初に行うこと

(1) 法務局にて相続登記（名義変更）の実施

相続登記の申請は令和6年4月1日から義務化されます。この日付以前に発生した相続（令和3年4月1日以降に生じた相続）も登記申請が義務付けられています。正当な理由がなく登記の申請を怠った場合は10万円以下の過料を科されることとなりますのでご注意ください。

相続登記の申請に必要な書類はケースによって異なるため、必要書類や詳細等については相続登記の手続きの窓口である法務局へ直接お問い合わせください。

なお、不動産登記の手続きをする際に、対象となる不動産（農地）の所在地を管轄する法務局に登記申請書と必要書類を提出する必要があります。本市を管轄する名古屋法務局新城支局では相続登記の申請に係る予約制の相談会が行われています。

（名古屋法務局新城支局：0536-22-0437）

以下のものは一般的に必要な書類です。

- ・共通して必要な書類

必要書類	入手できる場所
登記申請書（様式）	法務局のホームページ
故人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本	故人の本籍地の市町村役場 (婚姻や転籍などにより他市町村から戸籍が移った場合は、移動前の元の市町村に請求する必要があります。)
故人の最後の住所を証明する住民票の除票（戸籍の附票）	故人の住所地の市町村役場 (戸籍の附票は故人の本籍地の市町村役場)
相続人全員の戸籍謄本	各相続人の本籍地の市町村役場
不動産を取得する相続人の住民票	不動産を取得する相続人の住所地の市町村役場
固定資産評価証明書	不動産がある市町村役場

- ・その他の必要書類

遺言による相続の場合

→遺言書の原本

遺産分割協議による相続の場合

→遺産分割協議書（相続人全員の記名と実印による押印が必要）

遺産分割協議を行った相続人全員分の印鑑証明書

【参考】相続登記申請における必要経費は以下のとおりです。

登録免許税…固定資産税評価額×0.4%

必要書類入手費用…数千円

申請代理人報酬（依頼した場合のみ）…数万から十数万円程度

※申請代理人へ直接お問い合わせください。

相続による土地の所有権移転の登記等について、登録免許税が免除される場合もあります。

（２）農地法第3条3第1項の規定による届出書の提出

名義変更が済んだら上記の規定による様式を事務局へ提出します。相続した農地の現況が農地以外になっている場合、別紙「取得農地に関する特記事項」も提出してください。

なお、現況として住居等の建物が建築されていたり、資材置場や駐車場となっていたり、あるいはスギ・ヒノキ等が植林されていたりする場合、それぞれ状況に応じて農地法等に基づく手続が必要となる場合があります。現地をご確認のうえ、事務局へご相談ください。

※それぞれの様式は農業委員会若しくは新城市農業委員会のホームページに掲載されております。

2. 被相続人死亡に伴う農業関連の手続きについて（一例）

被相続人名義となっていた各種制度や事業等について、名義変更をしなくてはならない場合があります。以下はその一例で、すべての事業等を網羅しているわけではなく、すべての農業者が対象というわけではありません。

（１）被相続人が土地改良区組合員だった場合

「組合員資格得喪通知」を該当土地改良区に提出する必要があります。該当するかどうかや手続き方法など、詳しくは以下の土地改良区に直接お問い合わせ下さい。

農地の所在	土地改良区名及び問い合わせ先
新城地区	新城市土地改良区：0536-22-1775
	豊川総合用水土地改良区：0533-56-2711
	牟呂用水土地改良区：0536-26-0016（八名井の一部）
鳳来地区	（鳳来地区には土地改良区はありません）
作手地区	作手村土地改良区：0536-25-7877

（２）被相続人が農業者年金加入者だった場合

「農業者年金死亡届」をお近くのJA（農業協同組合）の窓口へ提出する必要があります。手続の詳細はJAの窓口にお問い合わせ下さい。

（愛知東農協本店金融課：0536-22-2241）

加入者かどうかの確認は事務局にお問い合わせいただいても結構です。

(3) 農地の貸し手もしくは借り手だった場合

被相続人が農地の貸借関係のどちらか一方だった場合、その貸借関係の内容によっては名義変更をする必要があります。該当するかどうかや手続き方法については事務局にお問い合わせください。

(4) その他農業的な事業の参加者等になっていた場合

該当するかどうかや手続き方法については一度窓口の職員へお問い合わせください。

ア. 経営所得安定対策関係について

「承継届」の提出をお願いします。

イ. 中山間地域等直接支払制度の参加者だった場合

当該農地の集落代表へご連絡をお願いします。

協定期間中は相続人が農地の管理を行っていただきます。

ウ. 多面的機能支払交付制度の参加者だった場合

土地所有者名義変更等の届出は特に必要ありません。

活動組織の役員へご連絡をお願いします。

農地の転用転売等を行うとなると手続きが必要となります。

その他、ご不明点ありましたら窓口職員へご相談ください。

【新城市農業委員会事務局・新城市産業振興部農業課】

電 話：0536-23-7632

FAX：0536-23-7047

メール：noushin@city.shinshiro.lg.jp